

土地区画整理法76条申請の取扱について

土地区画整理事業区域内では、建築物・その他工作物の新築・改築・増築や土地の形質の変更等について、浜松市長の許可を受ける必要があります。組合土地区画整理事業においては、組合が提出窓口となり、組合の意見書を添えて浜松市に提出します。

<事業の名称>

- ① 浜松都市計画事業 **中瀬南部**土地区画整理事業 (提出窓口 AまたはB)
- ② 浜松都市計画事業 **船明**土地区画整理事業 (提出窓口 AまたはB)
- ③ 浜松都市計画事業 **浜北中央北**土地区画整理事業 (提出窓口 AまたはC)

<提出窓口>

- A** 浜松市中区中央 1-2-1 イーステージ浜松 オフィス棟 7階
一般財団法人 浜松まちづくり公社 TEL : (053)457-2612
- B** 浜松市浜北区沼 150-1 浜北中央ビル 2階 202号室
一般財団法人 浜松まちづくり公社 浜北事務所 TEL : (053)585-7333
- C** 浜松市浜北区沼貴布祢 265-8 イトリエ 208号室
浜北中央北土地区画整理組合(現地事務所) TEL : 070-4480-5703

<添付書類>

1. 許可申請書(申請日付けは、窓口へ提出する日としてください。)
 2. 位置図
 3. 仮換地図
 4. 配置図
 5. 完成時の宅地横断面図(2方向以上)
 6. 平面図(排水設備等詳細を記入)
 7. 立面図(2面以上)
 8. 矩計図
 9. 基礎伏図(鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の場合)
 10. 梁伏図(鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の場合)
 11. その他市長が必要と認める図書
 - ・確約書(使用収益開始済でない場合)
 - ・売買契約書写(土地購入の場合)
 - ・土留擁壁及びその他付帯工作物構造図(必要に応じて)
- (注)型式認証を受けていて「9.基礎伏図」「10.梁伏図」が不要な場合は、「型式部材等製造者認証書」の写しを添付してください。

<申請書類作成上の留意点>

- 同じものを**3部作成**してください。1部は許可書と合わせて申請者に返却します。
- 申請者が連名の場合は、それぞれ印影の違うものをご使用ください。
- 「借地」のときは、土地所有者の土地使用承諾を確認して窓口に伝えてください。
- 敷地の求積は必要ありません。(ただし、土地の一部を使用する場合は必要です。)
- **建築面積の計算式**を図面に記入してください。
- **生活排水**の宅地内経路を**赤線**で記入してください。
- 地区計画については、市担当課と事前に協議を済ませてください。

…市担当課確認印又は協議済証を添付

※地区計画担当課

①中瀬南部 ②船明 ③浜北中央北

北部都市整備事務所(なゆた浜北・浜北区役所内) TEL(053)585-1162